

資料

No. 1－2

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案概要

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案概要

1. 雇用保険法施行規則改正関係

(1) 被保険者となったことの届出、被保険者でなくなったことの届出及び確認の請求

雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善に関する措置の対象となる者に係る被保険者となったこと及び被保険者でなくなったことの届出又は確認の請求(※)を行う場合には、(3)のいずれかの書類を公共職業安定所長に提出しなければならない。

※被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことが、被保険者となったことの確認があった日の2年前の日より前である者に係る届出又は確認の請求に限る。

(2) 雇用保険法第22条第5項の厚生労働省令で定める日

① 雇用保険法第22条第5項の「最も古い時期として厚生労働省令で定める日」は、(3)の書類により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い日とする。

② (3)の書類に基づく確認において、最も古い日を確認することができないときは、当該書類に基づき確認される被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかとなる最も古い月の初日を最も古い日とみなす。

※最も古い月の初日が直前の被保険者でなくなった日よりも前になる場合は、当該直前の被保険者でなくなった日を最も古い日とみなす。

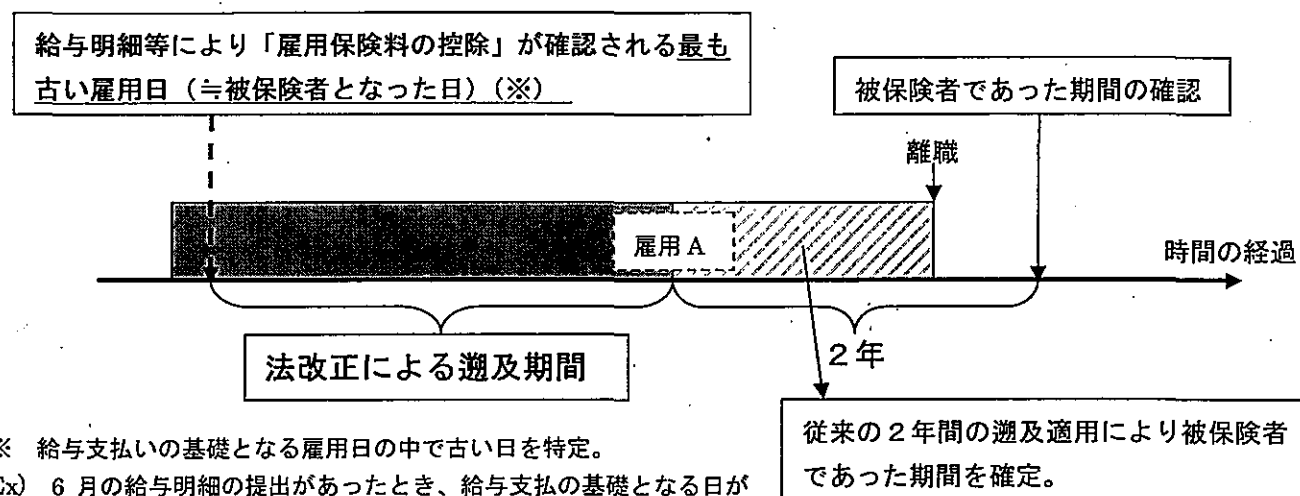
③ 最も古い日と確認した場合、(3)の書類に基づき確認される賃金から控除されていたことが明らかである時期の直近の日の翌日に被保険者でなくなったとみなす。

ただし、(3)の書類によって直近の日を確認することができないときは、当該書類に基づき確認できる直近の月の末日の翌日に被保険者でなくなったこととみなす。

※当該直近の月のうちに被保険者となった日があるときは、当該被保険者となった日の前日に被保険者でなくなったとみなす。

④ ③については、雇用保険法第9条の規定による被保険者となったことの確認があった日の2年前までの時期については、適用しない。

(イメージ図)



※ 給与支払いの基礎となる雇用日の中で古い日を特定。

Ex) 6月の給与明細の提出があったとき、給与支払いの基礎となる日が5月16日～6月15日の場合、5月16日が最も古い日となる。給与支払い基礎となる日が確認できない場合は、提出書類に根拠のある月の初日(6月1日)を最も古い日とみなす。

(3) 雇用保険法第22条第5項第2号の厚生労働省令で定める書類

雇用保険法第22条第5項第2号に規定する「被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期を確認するための書類」として下記の書類を定める。

- 一、賃金台帳その他の賃金の一部が労働保険の保険料として控除されていることが証明される書類
- 二、源泉徴収票又は法人税法施行規則第67条第1項に定める書類のうち賃金の一部が労働保険の保険料として控除されていることが証明されるもの

(4) その他所要の規定の整備

2. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則改正関係

(1) 特例納付保険料の基本額

特例納付保険料の額(※)は、下記のとおりとする。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第26条第1項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{遡及適用対象期間の} \\ \text{始点から1月の間に} \\ \text{支払われた賃金} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{遡及適用対象期間} \\ \text{の終点の1月の間} \\ \text{に支払われた賃金} \end{array} \right]}{2} \times \begin{array}{c} \text{遡及対象期間} \\ \text{の終点の雇用} \\ \text{保険率} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{遡及適用} \\ \text{対象期間} \\ \text{(※)の月数} \end{array}$$

(※) 保険関係成立の届出をしていた期間がある場合には、当該期間を除く。
又、1月に満たない期間は切り捨てることとする。

(注) ただし、遡及適用期間の改善に係る措置の対象者が負担すべき額に相当する額が、その者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合は、当該賃金の合計額を当該月数で除した額とする。

(2) 特例納付保険料の基本額に加算する額

徴収法第26条第1項に規定する厚生労働省令で定める額を加算した額は、(1)により算定した特例納付保険料の額に10/100を乗じて得た額とする。

(3) 特例納付保険料の納付の申出

徴収法第26条第3項の特例納付保険料の納付の申出は、事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地、労働保険番号並びに特例納付保険料の額を記載した書面を都道府県労働局長に提出することによって行わなければならないとする。

(4) 特例納付保険料に係る通知

労働局歳入徴収官は、特例納付保険料を徴収しようとする場合には、特例納付保険料の額及び納期限を通知しなければならないとする。

※納期限については、通知を発する日から起算して30日を経過した日とする。

(5) その他所要の規定の整備

3. 経過措置及び関係省令の整備

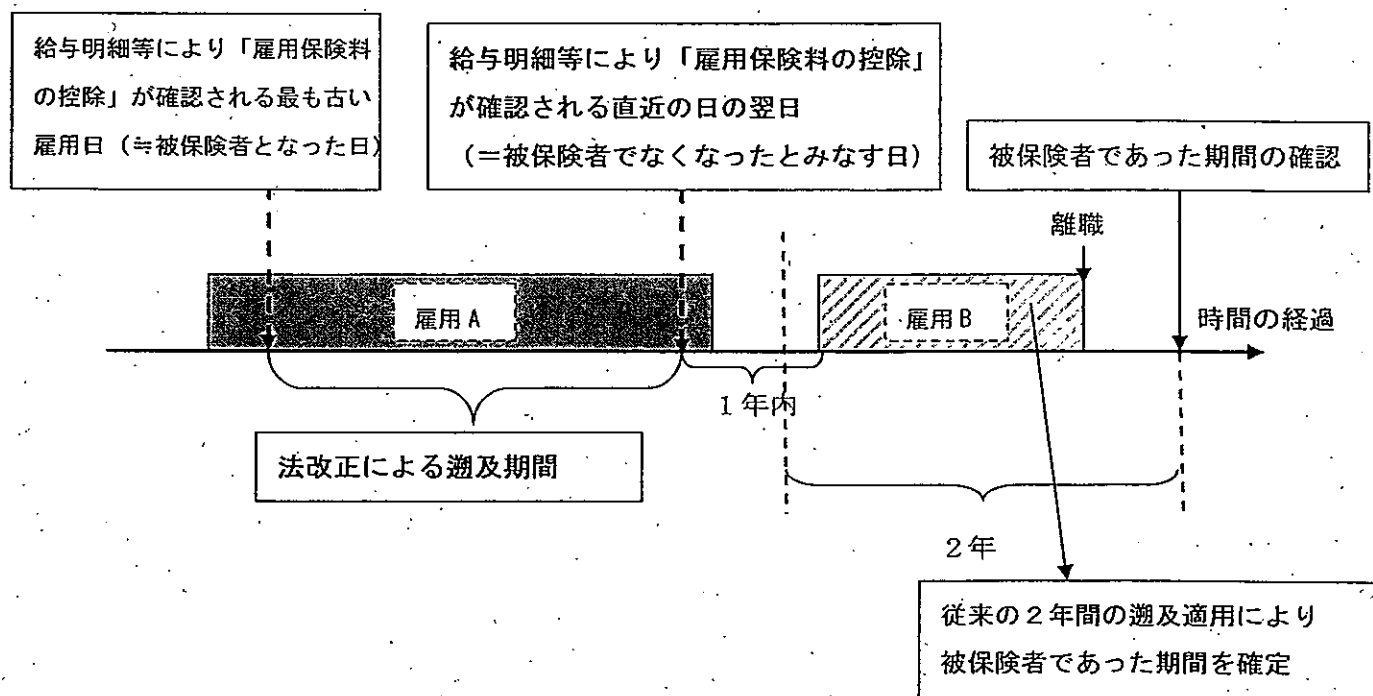
この省令の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、労働者災害補償保険法施行規則等の省令の整備を行う。

4. 施行期日

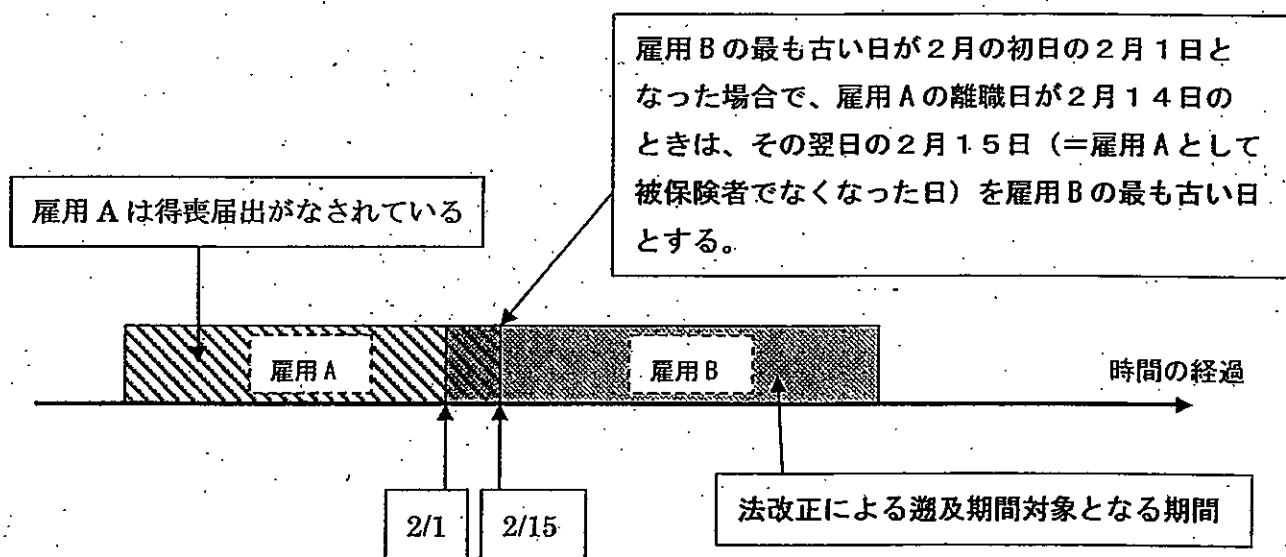
平成 22 年 10 月 1 日（予定）

※雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 15 号）の公布の日（平成 22 年 3 月 31 日）から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日に合わせた施行期日とする（現時点では平成 22 年 10 月 1 日と定めることを予定）

(③の被保険者でなくなったとみなす日を定める場合のイメージ図)



(②※の事例のイメージ図)



参考資料

- ・ 雇用保険法等の一部を改正する法律の概要 ・ ・ ・ ・ ・ 1
- ・ 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善 ・ ・ 2
- ・ 参照条文 ・ ・ ・ ・ ・ 4

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要【当初予算関連。平成22年3月31日公布】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)を「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(改正前)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業(事業主からの保険料負担のみ)の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

＜改正前＞ 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

＜改正後＞ 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔 失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半)[告示]
・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000) 〕

施行日:平成22年4月1日(1.(2)については、政令で定める日(公布日から9月以内))

雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

改正の背景

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入となっていた者については、現行制度においても、被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及して適用可能
- しかしながら、2年前までしか遡及できないことにより、事業主から雇用保険料を控除されていた期間を全て被保険者であった期間として算定した場合よりも所定給付日数が短くなるケースが発生

改正の内容

- 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間を改善

＜改正前＞

被保険者であったことが確認された日から2年前まで遡及

＜改正後＞

- ・ 事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年を超えて遡及（雇用保険料の天引きが確認された時点まで遡及）

例）倒産、解雇等による離職の者が6年前の給与明細等で雇用保険料控除の事実が確認できた場合
所定給付日数：30歳以上45歳未満 90→180日分、45歳以上60歳未満 180→240日分

- ・ 遡及適用の対象となった労働者を雇用していた事業主のうち、事業所全体として保険関係成立届を提出しておらず、保険料を納付していないケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後でも納付可能とし、その納付を勧奨する。

参照条文

(下線は今回の法律改正部分)

○雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(被保険者期間)

第十四条 (略)

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

一 (略)

二 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日(第十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日)前における被保険者であつた期間

(所定給付日数)

第二十二条 (略)

2～4 (略)

5 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(第一号に規定する事実を知っていた者を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七条の規定による届出がされていなかったこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（特例納付保険料の納付等）

第二十六条 雇用保険法第二十二条第五項に規定する者（以下この項において「特例対象者」という。）を雇用していた事業主が、第四条の規定により雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、第四条の二第一項の規定による届出をしていなかった場合には、当該事業主（当該事業主の事業を承継する者を含む。以下この条において「対象事業主」という。）は、特例納付保険料として、対象事業主が第十五条第一項の規定による納付する義務を履行していない一般保険料（同法第十四条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める日から当該特例対象者の離職の日までの期間に係るものであつて、その徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の額（雇用保険率に応ずる部分の額に限る。）のうち当該特例対象者に係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 対象事業主は、前項の規定により勧奨を受けた場合においては、特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、書面により申し出ることができる。

4 政府は、前項の規定による申出を受けた場合には、特例納付保険料の額を決定し、厚生労働省令で定めるところにより、期限を指定して、これを対象事業主に通知するものとする。

5 対象事業主は、第三項の規定による申出を行つた場合には、前項の期限までに、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。